

令和5年5月1日
三次市危機管理監危機管理課

新型コロナウイルス感染症三次市対策本部の廃止について

令和5年4月25日、広島県は、新型コロナウイルスに係る広島県対策本部第6回本部員会議を书面開催し、新型コロナウイルス感染症が法上の5類に位置づけられることに伴い、政府対策本部が廃止されることから、政府対策本部の廃止の日をもって「新型コロナウイルス感染症広島県対策本部」を廃止することを決定しました。

これに伴い、市も「三次市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、広島県対策本部の廃止をもって「新型コロナウイルス感染症三次市対策本部」を廃止します。

※ 5月8日以降の市役所の対応は、下記のとおりとなります。

- ・ 窓口のパーティションや消毒液の設置は、高齢者等ハイリスク者や感染に不安を感じる方の来庁があるため、当分の間、継続することを原則とします。
- ・ 職員の勤務時間内のマスク着用は、状況に応じて個人の判断としますので、ご理解をお願いします。

本件に関するお問い合わせ先

〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号
三次市 危機管理監 危機管理課 (担当/伊藤)
電話番号: 0824-62-6265 FAX 番号: 0824-62-2951
E-mail: kikikanri@city.miyoshi.hiroshima.jp



※5月8日以降の市役所の対応に関するお問い合わせ先
三次市 総務部 総務課 (担当/桑田)
電話番号: 0824-62-6105 FAX 番号: 0824-62-6137
E-mail: soumu@city.miyoshi.hiroshima.jp

